

意見書案第18号

生活保護基準の引き下げを行わず、制度の充実を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成29年12月18日提出

提出者
向日市議会議員 山田千枝子
杉谷伸夫

賛成者
向日市議会議員 丹野直次

生活保護基準の引き下げを行わず、制度の充実を求める意見書

本年12月8日厚生労働省は、生活保護の生活扶助基準を最大13%削減する見直し案を社会保障審議会の部会に示した。母子家庭に対する加算（母子加算）については平均2割カットとなるのをはじめ、子育て世帯ほど削減率が高い見直し案となっている。生活保護の生活扶助基準の見直しは、5年毎に行われているが、前回2013年度からは3年間で平均6.5%、最大10%の生活保護制度の生活扶助基準の引き下げと、住宅扶助、冬季加算の削減が行われてきた。

しかし、先の切り下げについては、「…『生活扶助相当CPI』という消費者物価指数を勝手につくり、物価が…下落したとした」（白井康彦中日新聞生活部編集委員）との報道を挙げて、木村草太首都大学東京教授も、「（厚生労働省の資料は）合理的な資料・根拠に基づくものとは到底言えない。生活保護バッシングの風潮に便乗した、不当なものだったように思われる」と指摘している。

生活保護基準の引き下げは、保育料や介護保険の自己負担限度額、就学支援など各種の社会保障制度の減免や支給の基準となっている非課税基準にも影響し、低所得世帯すべての生活に大きな影響を与える。低所得世帯の消費支出が減少しているから生活保護費も削減するというが、むしろ低所得世帯への支援が必要である。

この間の生活保護制度の基準引き下げに対して、憲法25条による「健康で文化的な最低限度の生活」や生活保護法などに違反するとして、裁判に訴えた人が955人にのぼり（2017年10月11日現在）、裁判は全国29都道府県で進行している。

貧困と格差を防ぎ、度重なる制度改悪をくい止めて安心して暮らせる社会に転換していくためにも、わが国の最低生活のバロメータであり、まさに「いのちのとりで」となる生活保護制度の充実を求め、以下の項目を緊急に求める。

記

1. 生活保護の母子加算の削減や級地の見直し等さらなる生活保護基準引き下げを行わないこと。
2. 生活扶助基準・住宅扶助基準・冬季加算を元に戻し、夏季加算を創設すること。
3. 生活保護世帯の子どもの大学・専門学校等への進学を認め、低所得世帯の学費免除と給付型奨学金を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月18日

京都府向日市議会